

農林水産省告示第七百十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第二百十条の十四第二項及び第一百五十条の六第二項の規定に基づき、平成二十三年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成二十四年産のさとうきびに係る同法第二百十条の十四第二項及び第一百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣 鹿野 道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		北海道									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	北海道の区域		1,290円	1,160円	1,030円	900円	770円			
				(大豆について、対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の当該作物の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の当該作物について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)(以下「交付申請者」と総称する。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,170円 2,850円 2,540円 2,220円 1,900円 1,290円 1,160円 1,030円 900円 770円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,760円 3,380円 3,010円 2,630円 2,260円 )							
	3 類	北海道の区域		2,700円	2,430円	2,160円	1,890円	1,620円			
	4 類	北海道の区域		1,910円	1,720円	1,530円	1,340円	1,150円			
	5 類	北海道の区域		3,430円	3,090円	2,740円	2,400円	2,060円			
小豆		北海道の区域		2,750円	2,480円	2,200円	1,930円	1,650円			
いんげん	1 類	北海道の区域		2,410円	2,170円	1,930円	1,690円	1,450円			
	2 類	北海道の区域		2,710円	2,440円	2,170円	1,900円	1,630円			
	3 類	北海道の区域		4,330円	3,900円	3,460円	3,030円	2,600円			
	4 類	北海道の区域		4,690円	4,220円	3,750円	3,280円	2,810円			
てん菜		北海道の区域		基準糖度が17.1度である組合員等 9,350円 8,420円 7,480円 6,550円 5,610円 (てん菜について、交付申請者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、 15,760円 14,180円 12,610円 11,030円 9,460円 9,350円 8,420円 7,480円 6,550円 5,610円 ) 基準糖度が17.1度に満たない組合員等 別 記 1 基準糖度が17.1度を超える組合員等 別 記 2							
そば	1 類	北海道の区域		2,350円	2,120円	1,880円	1,650円	1,410円			
			(そばについて、農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の当該作物の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であつて、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の当該作物について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含む。)が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 5,720円 5,150円 4,580円 4,000円 3,430円 2,350円 2,120円 1,880円 1,650円 1,410円 )								
たまねぎ		北海道の区域		54,540円	49,090円	43,630円	38,180円	32,720円			
ホップ		北海道の区域		2,050円	1,850円	1,640円	1,440円	1,230円			

別記1：

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が17.1度を0.1度下回るごとに、9,350円から50円を差し引いて得た額（以下「別記1の最高額」という。）並びに別記1の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、交付申請者であって、栽培するてん菜の基準糖度が13.5度以上である組合員等が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が17.1度を0.1度下回るごとに、15,760円から110円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記1の最高額を越える金額

別記2：

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が17.1度を0.1度上回るごとに、9,350円に50円を加えて得た額（以下「別記2の最高額」という。）並びに別記2の最高額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、交付申請者が耕作の業務を営む耕地に係るてん菜にあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するてん菜の基準糖度が17.1度を0.1度上回るごとに、15,760円に110円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等が栽培するてん菜の基準糖度に係る別記2の最高額を超える金額

備考：

1. この表において「単位当たり」とは、次に掲げる共済目的の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

- (1) 大豆、小豆、いんげん及びそば 10キログラム当たり
- (2) てん菜及びたまねぎ 1,000キログラム当たり
- (3) ホップ 1キログラム当たり

2. この表において「組合員等」とは、農業災害補償法第12条第1項の組合員等をいう。

3. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するてん菜につき、平成16年産から平成22年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業災害補償法第12条第3項の組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		青森県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	青森県の区域	1,120円 1,010円 900円 780円 670円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,190円 2,870円 2,550円 2,230円 1,910円 )
ホップ		青森県の区域	2,050円 1,850円 1,640円 1,440円 1,230円

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		岩手県								
畑作物共済の共済目的の種類等				単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域								
大豆	1 類	岩手県の区域	1,140円	1,030円	910円	800円	680円			
			<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,060円 2,750円 2,450円 2,140円 1,840円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、</p> <p>4,430円 3,990円 3,540円 3,100円 2,660円 )</p>							
	3 類	岩手県の区域	2,750円	2,480円	2,200円	1,930円	1,650円			
ホップ		岩手県の区域	2,050円	1,850円	1,640円	1,440円	1,230円			

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		宮城県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	宮城県の区域		1,140円	1,030円	910円	800円	680円			
	<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの)にあっては、</p> <p>3,500円 3,150円 2,800円 2,450円 2,100円 )</p>										
	3 類	宮城県の区域		3,540円	3,190円	2,830円	2,480円	2,120円			

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		秋田県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	秋田県の区域	1,100円 990円 880円 770円 660円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,100円 990円 880円 770円 660円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,030円 2,730円 2,420円 2,120円 1,820円 )
ホップ		秋田県の区域	2,050円 1,850円 1,640円 1,440円 1,230円

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		山形県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	山形県の区域	1,050円 950円 840円 740円 630円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円 1,050円 950円 840円 740円 630円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 )
	3 類	山形県の区域	3,890円 3,500円 3,110円 2,720円 2,330円
そば	2 類	山形県の区域	2,650円 2,390円 2,120円 1,860円 1,590円 (農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産のそばの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産のそばについて農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含む。)が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 6,020円 5,420円 4,820円 4,210円 3,610円 2,650円 2,390円 2,120円 1,860円 1,590円 )
ホップ		山形県の区域	2,050円 1,850円 1,640円 1,440円 1,230円

備考：この表において「単位当たり」とは、大豆及びそばについては10キログラム当たり、ホップについては1キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		福島県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	
大豆	1 類	福島県の区域	<p>1,060円 950円 850円 740円 640円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,940円 2,650円 2,350円 2,060円 1,760円 1,060円 950円 850円 740円 640円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,510円 3,160円 2,810円 2,460円 2,110円 )</p>
そば	2 類	福島県の区域	<p>2,250円 2,030円 1,800円 1,580円 1,350円</p> <p>(農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産のそばの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産のそばについて農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含む。)が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>5,620円 5,060円 4,500円 3,930円 3,370円 2,250円 2,030円 1,800円 1,580円 1,350円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		茨城県									
畑作物共済の共済目的の種類等				単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域									
大豆	1 類	茨城県の区域	1,370円	1,230円	1,100円	960円	820円	(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,260円 2,930円 2,610円 2,280円 1,960円 1,370円 1,230円 1,100円 960円 820円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,540円 3,190円 2,830円 2,480円 2,120円 )			
	3 類	茨城県の区域	4,100円	3,690円	3,280円	2,870円	2,460円				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		栃木県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	栃木県の区域		1,110円	1,000円	890円	780円	670円	(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 1,110円 1,000円 890円 780円 670円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,700円 3,330円 2,960円 2,590円 2,220円 )		
	3 類	栃木県の区域		5,050円	4,550円	4,040円	3,540円	3,030円			

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		群馬県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1類	群馬県の区域	<p>1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,980円 2,680円 2,380円 2,090円 1,790円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、</p> <p>4,640円 4,180円 3,710円 3,250円 2,780円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		埼玉県											
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分												
大豆	1 類	埼玉県の区域		1,230円	1,110円	980円	860円	740円					
				(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、									
				3,060円	2,750円	2,450円	2,140円	1,840円	1,230円	1,110円	980円	860円	740円
				種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、									
				3,800円	3,420円	3,040円	2,660円	2,280円					

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		千葉県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	千葉県の区域		1,140円	1,030円	910円	800円	680円			
				<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,070円 2,760円 2,460円 2,150円 1,840円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>2,600円 2,340円 2,080円 1,820円 1,560円 )</p>							

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		東京都								
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分									
大豆	1 類	東京都の区域		1,050円	950円	840円	740円	630円		
				<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、</p> <p>2,180円 1,960円 1,740円 1,530円 1,310円 )</p>						
小豆		東京都の区域		2,750円	2,480円	2,200円	1,930円	1,650円		
いんげん	1 類	東京都の区域		2,410円	2,170円	1,930円	1,690円	1,450円		
	2 類	東京都の区域		2,710円	2,440円	2,170円	1,900円	1,630円		
	3 類	東京都の区域		4,330円	3,900円	3,460円	3,030円	2,600円		
	4 類	東京都の区域		4,690円	4,220円	3,750円	3,280円	2,810円		

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		神奈川県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	神奈川県	<p>1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,070円 2,760円 2,460円 2,150円 1,840円 1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>2,180円 1,960円 1,740円 1,530円 1,310円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		新潟県									
畑作物共済の共済目的の種類等				単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域									
大豆	1 類	新潟県の区域	1,090円	980円	870円	760円	650円	<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,090円 980円 870円 760円 650円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 )</p>			
そば	2 類	新潟県の区域	2,940円	2,650円	2,350円	2,060円	1,760円	<p>(農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産のそばの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産のそばについて農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含む。)が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、</p> <p>6,310円 5,680円 5,050円 4,420円 3,790円 2,940円 2,650円 2,350円 2,060円 1,760円 )</p>			

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		富山県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	富山県の区域	<p>1,090円      980円      870円      760円      650円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,810円    2,530円    2,250円    1,970円    1,690円    1,090円    980円    870円    760円    650円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,590円    3,230円    2,870円    2,510円    2,150円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		石川県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	石川県の区域	<p>1,050円      950円      840円      740円      630円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,790円    2,510円    2,230円    1,950円    1,670円    1,050円    950円    840円    740円    630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>2,910円    2,620円    2,330円    2,040円    1,750円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		福井県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	福井県の区域	1,080円 970円 860円 760円 650円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,870円 2,580円 2,300円 2,010円 1,720円 1,080円 970円 860円 760円 650円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、 3,410円 3,070円 2,730円 2,390円 2,050円 )
	2 類	福井県の区域	8,500円 7,650円 6,800円 5,950円 5,100円
そば	2 類	福井県の区域	2,560円 2,300円 2,050円 1,790円 1,540円 (農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産のそばの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産のそばについて農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含む。)が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、 5,930円 5,340円 4,740円 4,150円 3,560円 2,560円 2,300円 2,050円 1,790円 1,540円 )

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		山梨県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	山梨県の区域	<p>1,050円      950円      840円      740円      630円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,920円    2,630円    2,340円    2,040円    1,750円    1,050円    950円    840円    740円    630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,220円    2,900円    2,580円    2,250円    1,930円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		長野県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	長野県の区域	<p>1,190円 1,070円 950円 830円 710円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,040円 2,740円 2,430円 2,130円 1,820円 1,190円 1,070円 950円 830円 710円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,360円 3,020円 2,690円 2,350円 2,020円 )</p>
そば	2 類	長野県の区域	<p>3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円</p> <p>(農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産のそばの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産のそばについて農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含む。)が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあっては、</p> <p>6,390円 5,750円 5,110円 4,470円 3,830円 3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		岐阜県								
畑作物共済の共済目的の種類等				単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域								
大豆	1 類	岐阜県の区域	1,140円	1,030円	910円	800円	680円			
			(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,040円 2,740円 2,430円 2,130円 1,820円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 2,680円 2,410円 2,140円 1,880円 1,610円 )							
	2 類	岐阜県の区域	6,210円	5,590円	4,970円	4,350円	3,730円			
3 類	岐阜県の区域	2,780円	2,500円	2,220円	1,950円	1,670円				

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		静岡県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	静岡県の区域		1,220円	1,100円	980円	850円	730円			
				<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,960円 2,660円 2,370円 2,070円 1,780円 1,220円 1,100円 980円 850円 730円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>2,680円 2,410円 2,140円 1,880円 1,610円 )</p>							

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		愛知県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	愛知県の区域		1,150円	1,040円	920円	810円	690円			
				<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,150円 1,040円 920円 810円 690円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,300円 2,970円 2,640円 2,310円 1,980円 )</p>							

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		三重県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1類	三重県の区域	<p>1,120円 1,010円 900円 780円 670円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,320円 2,990円 2,660円 2,320円 1,990円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		滋賀県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	滋賀県の区域	1,120円 1,010円 900円 780円 670円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 4,830円 4,350円 3,860円 3,380円 2,900円 )
	2 類	滋賀県の区域	7,350円 6,620円 5,880円 5,150円 4,410円
	3 類	滋賀県の区域	4,340円 3,910円 3,470円 3,040円 2,600円
小豆		滋賀県の区域	9,730円 8,760円 7,780円 6,810円 5,840円

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		京都府									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	京都府の区域		1,050円	950円	840円	740円	630円			
	<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、</p> <p>2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>4,310円 3,880円 3,450円 3,020円 2,590円 )</p>										
	2 類	京都府の区域		14,520円	13,070円	11,620円	10,160円	8,710円			
小豆		京都府の区域		12,800円	11,520円	10,240円	8,960円	7,680円			

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		大阪府	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	
大豆	1 類	大阪府の区域	<p>1,050円      950円      840円      740円      630円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,850円    2,570円    2,280円    2,000円    1,710円    1,050円    950円    840円    740円    630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>2,180円    1,960円    1,740円    1,530円    1,310円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		兵庫県									
畑作物共済の共済目的の種類等				単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域									
大豆	1 類	兵庫県の区域	1,140円	1,030円	910円	800円	680円	(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 4,090円 3,680円 3,270円 2,860円 2,450円 )			
	2 類	兵庫県の区域	15,740円	14,170円	12,590円	11,020円	9,440円				
	3 類	兵庫県の区域	4,870円	4,380円	3,900円	3,410円	2,920円				
そば	2 類	兵庫県の区域	6,000円	5,400円	4,800円	4,200円	3,600円	(農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産のそばの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産のそばについて農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含む。)が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 9,370円 8,430円 7,500円 6,560円 6,000円 5,400円 4,800円 4,200円 3,600円 )			

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		奈良県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	奈良県の区域		1,130円	1,020円	900円	790円	680円			
	<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,930円 2,640円 2,340円 2,050円 1,760円 1,130円 1,020円 900円 790円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、</p> <p>3,230円 2,910円 2,580円 2,260円 1,940円 )</p>										
	2 類	奈良県の区域		12,440円	11,200円	9,950円	8,710円	7,460円			

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		和歌山県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1類	和歌山県の区域	<p>1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>2,180円 1,960円 1,740円 1,530円 1,310円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		鳥取県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	鳥取県の区域		1,090円	980円	870円	760円	650円			
				(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。))又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。))が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,880円 2,590円 2,300円 2,020円 1,730円 1,090円 980円 870円 760円 650円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 2,550円 2,300円 2,040円 1,790円 1,530円 )							
	2 類	鳥取県の区域		4,940円	4,450円	3,950円	3,460円	2,960円			
	3 類	鳥取県の区域		2,700円	2,430円	2,160円	1,890円	1,620円			
そば	2 類	鳥取県の区域		2,660円	2,390円	2,130円	1,860円	1,600円			
				(農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産のそばの品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産のそばについて農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含む。))が耕作の業務を営む耕地に係るそばにあつては、 6,030円 5,430円 4,820円 4,220円 3,620円 2,660円 2,390円 2,130円 1,860円 1,600円 )							

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		島根県								
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲						
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分									
大豆	1 類	島根県の区域		1,050円	950円	840円	740円	630円	<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,850円 2,570円 2,280円 2,000円 1,710円 1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>2,990円 2,690円 2,390円 2,090円 1,790円 )</p>	
	2 類	島根県の区域		12,270円	11,040円	9,820円	8,590円	7,360円		

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		岡山県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
ばれいしょ	7 類	岡山県の区域		131,390円	118,250円	105,110円	91,970円	78,830円			
	8 類	岡山県の区域		63,710円	57,340円	50,970円	44,600円	38,230円			
大豆	1 類	岡山県の区域		1,200円	1,080円	960円	840円	720円			
				(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,000円 2,700円 2,400円 2,100円 1,800円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 2,620円 2,360円 2,100円 1,830円 1,570円 )							
	2 類	岡山県の区域		4,300円	3,870円	3,440円	3,010円	2,580円			

備考：この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		広島県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	広島県の区域	1,080円    970円    860円    760円    650円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,860円    2,570円    2,290円    2,000円    1,720円    1,080円    970円    860円    760円    650円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,310円    2,980円    2,650円    2,320円    1,990円 )
	3 類	広島県の区域	4,340円    3,910円    3,470円    3,040円    2,600円

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		山口県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	山口県の区域	<p>1,090円 980円 870円 760円 650円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,090円 980円 870円 760円 650円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,830円 3,450円 3,060円 2,680円 2,300円 )</p>
	3 類	山口県の区域	3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		徳島県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	徳島県の区域	1,050円 950円 840円 740円 630円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,050円 950円 840円 740円 630円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの(にあっては、 2,780円 2,500円 2,220円 1,950円 1,670円 )
	2 類	徳島県の区域	4,150円 3,740円 3,320円 2,910円 2,490円

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		香川県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	香川県の区域	1,170円 1,050円 940円 820円 700円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,060円 2,750円 2,450円 2,140円 1,840円 1,170円 1,050円 940円 820円 700円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 2,180円 1,960円 1,740円 1,530円 1,310円 )
	2 類	香川県の区域	10,070円 9,060円 8,060円 7,050円 6,040円

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		愛媛県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1類	愛媛県の区域	<p>1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,090円 2,780円 2,470円 2,160円 1,850円 1,200円 1,080円 960円 840円 720円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,140円 2,830円 2,510円 2,200円 1,880円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		高知県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1類	高知県の区域	<p>1,160円 1,040円 930円 810円 700円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,070円 2,760円 2,460円 2,150円 1,840円 1,160円 1,040円 930円 810円 700円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにおいて、</p> <p>2,180円 1,960円 1,740円 1,530円 1,310円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		福岡県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	福岡県の区域	<p>1,120円 1,010円 900円 780円 670円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,050円 2,750円 2,440円 2,140円 1,830円 1,120円 1,010円 900円 780円 670円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,720円 3,350円 2,980円 2,600円 2,230円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		佐賀県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1 類	佐賀県の区域	<p>1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>3,130円 2,820円 2,500円 2,190円 1,880円 1,140円 1,030円 910円 800円 680円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>3,150円 2,840円 2,520円 2,210円 1,890円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		長崎県							
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲					
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分								
ばれいしょ	7 類	長崎県の区域		149,230円	134,310円	119,380円	104,460円	89,540円	
	8 類	長崎県の区域		80,650円	72,590円	64,520円	56,460円	48,390円	
大豆	1 類	長崎県の区域		1,110円	1,000円	890円	780円	670円	
				(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 3,020円 2,720円 2,420円 2,110円 1,810円 1,110円 1,000円 890円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,820円 3,440円 3,060円 2,670円 2,290円 )					

備考：この表において「単位当たり」とは、ばれいしょについては1,000キログラム当たり、大豆については10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		熊本県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	
大豆	1 類	熊本県の区域	1,100円    990円    880円    770円    660円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、 2,990円    2,690円    2,390円    2,090円    1,790円    1,400円    990円    880円    770円    660円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 3,410円    3,070円    2,730円    2,390円    2,050円 )

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		大分県									
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域		単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲							
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分										
大豆	1 類	大分県の区域		1,100円	990円	880円	770円	660円			
				<p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 1,100円 990円 880円 770円 660円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>3,480円 3,130円 2,780円 2,440円 2,090円 )</p>							

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		宮崎県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単位当たり共済金額の範囲	
大豆	1類	宮崎県の区域	<p>1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,820円 2,540円 2,260円 1,970円 1,690円 1,050円 950円 840円 740円 630円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、</p> <p>2,950円 2,660円 2,360円 2,070円 1,770円 )</p>

備考：この表において「単位当たり」とは、10キログラム当たりとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名		鹿児島県	
畑作物共済の共済目的の種類等		農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域	
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	単 位 当 た り 共 済 金 額 の 範 囲	
大豆	1 類	鹿児島県の区域	<p>1,150円 1,040円 920円 810円 690円</p> <p>(対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあっては、</p> <p>2,900円 2,610円 2,320円 2,030円 1,740円 1,150円 1,040円 920円 810円 690円</p> <p>種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあっては、</p> <p>2,180円 1,960円 1,740円 1,530円 1,310円 )</p>
さとうきび		鹿児島県の区域	<p>基準糖度が13.2度である組合員等</p> <p>4,240円 3,820円 3,390円 2,970円 2,540円</p> <p>(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の交付金の交付の申請をする者であって、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する者(以下「対象生産者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあっては、</p> <p>20,240円 18,220円 16,190円 14,170円 12,140円 4,240円 3,820円 3,390円 2,970円 2,540円 )</p> <p>基準糖度が13.2度に満たない組合員等</p> <p>別 記 1</p> <p>基準糖度が13.2度を超え14.4度以下である組合員等</p> <p>別 記 2</p> <p>基準糖度が14.4度を超える組合員等</p> <p>別 記 3</p>

別記 1 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度下回るごとに、4,240円から30円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上であるものが耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額の他に以下の金額を加える。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度下回るごとに、20,240円から130円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 2 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度上回るごとに、4,240円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度上回るごとに、20,240円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 3 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.4度を0.1度上回るごとに、4,600円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.4度を0.1度上回るごとに、20,600円に130円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考 :

1. この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、さとうきびについては1,000キログラム当たりとする。
2. この表において「組合員等」とは、農業災害補償法第12条第1項の組合員等をいう。
3. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成16年産から平成22年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業災害補償法第12条第3項の組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。

「次のよう」の部分

平成23年4月1日告示第717号

都道府県名 沖縄県		畑作物共済の共済目的の種類等		単位当たり共済金額の範囲									
共済目的の種類	農業災害補償法第120条の12第1項第1号の農林水産大臣が定める区分	農業災害補償法第120条の14第2項及び第150条の6第2項の農林水産大臣が定める地域											
大豆	1 類	沖縄県の区域	1,050円 950円 840円 740円 630円 (対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第5条第1項の規定に基づき同法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、同法第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。)又は農業者戸別所得補償交付金のうち平成23年産の大豆の品質及び生産量に応じて全国的に統一して定める算定方法により算定した額を含む交付金の交付の申請をする者であって、当該交付金の交付を受けるもの(同年産の大豆について農業災害補償法第84条第1項第6号に規定する共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができないものを含み、対象農業者を除く。)が耕作の業務を営む耕地に係る大豆にあつては、 2,770円 2,490円 2,220円 1,940円 1,660円 1,050円 950円 840円 740円 630円 種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものにあつては、 2,180円 1,960円 1,740円 1,530円 1,310円 )										
さとうきび		沖縄県の区域のうち伊平屋村、多竹富町及び与那区域	基準糖度が13.2度である組合員等 20,240円 18,220円 16,190円 14,170円 12,140円 基準糖度が13.2度に満たない組合員等 別記 1 基準糖度が13.2度を超え14.4度以下である組合員等 別記 2 基準糖度が14.4度を超える組合員等 別記 3										
		沖縄県の区域のうち粟国村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那区域以外	基準糖度が13.2度である組合員等 4,240円 3,820円 3,390円 2,970円 2,540円 (砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令(昭和40年政令第282号)第25条第1項の規定に基づき砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の交付金の交付の申請をする者であつて、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号)第19条第2号に掲げる要件に該当する者(以下「対象生産者」という。)が耕作の業務を営む耕地に係るさとうきびにあつては、 20,240円 18,220円 16,190円 14,170円 12,140円 4,240円 3,820円 3,390円 2,970円 2,540円 ) 基準糖度が13.2度に満たない組合員等 別記 4 基準糖度が13.2度を超え14.4度以下である組合員等 別記 5 基準糖度が14.4度を超える組合員等 別記 6										

別記 1 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度下回るごとに、20,240円から130円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 2 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度上回るごとに、20,240円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 3 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.4度を0.1度上回るごとに、20,600円に130円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

別記 4 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度下回るごとに、4,240円から30円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者であって、栽培するさとうきびの基準糖度が5.5度以上であるものが耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度下回るごとに、20,240円から130円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 5 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度上回るごとに、4,240円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が13.2度を0.1度上回るごとに、20,240円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

別記 6 :

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.4度を0.1度上回るごとに、4,600円に30円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。

ただし、対象生産者が耕作の業務を営む耕地に係るものにあつては、これらの金額の他に以下の金額を追加する。

組合員等が栽培するさとうきびの基準糖度が14.4度を0.1度上回るごとに、20,600円に130円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ0.9、0.8、0.7又は0.6を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額

備考 :

1. この表において「単位当たり」とは、大豆については10キログラム当たり、さとうきびについては1,000キログラム当たりとする。

2. この表において「組合員等」とは、農業災害補償法第12条第1項の組合員等をいう。

3. この表の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成15年産から平成21年産までの各年産の糖度を基礎として組合等（農業災害補償法第12条第3項の組合等をいう。）が定めるものとし、小数点以下第2位を四捨五入して算出するものとする。